

令和3年度 横手市保育所の民営化に係る設置・運営法人公募要項

「横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画」に基づき、下記の保育所の設置・運営を民営化し、社会福祉法人等に移管するにあたり、移管先法人を本要項により公募します。

1 移管する保育所の概要

名 称	三重保育所
所 在 地	横手市十文字町十五野新田字増田道東93番地4
認 可 定 員	90人
受 入 年 齢	0歳（生後8週）～5歳（就学前）
開 所 時 間	午前7時30分～午後7時（延長保育時間を含む。）
保育サービス	延長保育

※（参考資料1）

2 移管予定時期

令和6年4月1日

3 法人選定・民営化スケジュールの概要

年 度	月 日	内 容
令和3年度	7月13日	公募要項及び応募書類配布開始
	8月2日～ 8月20日	公募要項等に関する質疑及び回答
	11月30日	応募受付締切
	12月 中旬	第1回民営化法人候補者選定委員会開催 概要説明、審査基準・評価方法協議、事前書類審査、応募法人が現に運営する保育所の視察
	1月 下旬	第2回民営化法人候補者選定委員会開催 事業提案説明（プレゼンテーション）、審査
	2月 下旬	民営化法人決定
令和4年度	4月～3月	法人、保護者、関係機関との調整、施設整備に係る基本設計（法人実施）
令和5年度	4月～3月	引継保育の実施、施設整備に係る実施設計（法人実施）、保育所建設工事（法人実施）
令和6年度	4月 1日	民営化移行

※スケジュールは変更になる場合もあります。

4 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者とします。

- (1) 横手市内で特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を現に運営している法人、または、移管する保育所と同じ地域（旧市町村）に事業所を置く社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
- (2) 社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有している法人であること。
- (3) 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する法人であること。
- (4) 法人等の代表者の租税に未納が無いこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない法人であること。
- (7) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない法人であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する、暴力団またはその構成員の利益につながる活動を行う法人に該当しないこと。

5 移管に伴う条件等

【保育所の建設用地・施設・備品等について】

- (1) 保育所の建設用地
 - ア 建設用地は横手市十文字地域内とし、次のいずれかにより工事着工時まで確実に確保できるものとする。
 - ①法人自ら所有する土地
 - ②工事着工時まで、確実に取得または借り受けすることができる土地
 - イ 市が所有する普通財産の貸し付けを希望する場合は、市子育て支援課へ問い合わせのこと。
 - ①用地は当分の間、「横手市普通財産貸付料算定基準」（参考資料2）による有償貸付とします。
 - ②その他詳細については、市と協議を行い決定するものとします。
- (2) 建設用地に係る諸手続き等について
建設用地については、農振農用地区域、農地転用、開発行為等を事前に確認し、必要な諸手続き等を施設建設前までに完了させること。

(3) 施設及び備品

- ①移管先法人は(1)のア及びイのいずれかの用地において、保育所を新設した上で運営すること。
- ②秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「県設備運営基準条例」という。)のほか、関係法令等を遵守するとともに、市と協議の上、より良い保育環境の実現に努めること。
- ③保育所の施設設備その他施設の設置に要する経費は、移管先法人が負担するものとします。
- ④建設工事に係る施工業者については、公正かつ透明性が確保された事業となるよう競争入札により決定すること。
- ⑤建設工事を行うにあたり、地元自治会等と必要な協議及び調整を行うとともに、近隣への騒音等の環境面に配慮し、近隣住民等への事前説明、調整、紛争等の解決については、移管先法人の責任において、誠意をもって対応すること。
- ⑥移管する保育所の備品については、原則として無償譲渡します。ただし、情報関連機器(パソコン、プリンター、ソフト等)及び賃貸借契約により市が借り上げている物品については、譲渡対象から除きます。
また、譲渡を受けた備品については、教育・保育及び子育て関連事業以外の用途に使用することはできません。

【保育所運営について】

(1) 関係法令等の遵守

保育所の運営にあたっては、社会福祉法、児童福祉法、県設備運営基準条例等関係法令及び通知、市の指導等を遵守し、移管先法人自らが経営すること。

(2) 開所時間及び休所日

- ①開所時間は、移管前の時間帯(午前7時30分から午後7時)と同等とすること。(延長保育時間を含む。)
- ②休所日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日とすること。
- ③ただし、①、②を超える開所時間及び開所日を設けることは妨げません。

(3) 定員及び受入れ年齢

- ①利用定員については、「横手市子ども・子育て支援事業計画」に基づく保育の提供体制が確保できるよう市が移管先法人と協議の上設定します。なお、三重保育所については60人を事業提案時の目安とします。
- ②乳児(生後概ね8週以降)から5歳児(就学前)までを受け入れること。

(4) 職員配置

- ①県設備運営基準条例に定める配置基準以上の配置とすること。
- ②施設長は専任とし、児童福祉に熱意を持ち十分な知識を備えていること。
- ③保育士の構成については、個々の保育士の専門性と経験年数に配慮した配置とすること。

- ④保育環境の変化から生じる、子どもや保護者の不安を軽減するため、移管する保育所等に勤務する保育士等会計年度任用職員（非常勤職員）が、移管後の保育所での就労を希望する場合は、移管前の雇用条件等の維持・向上に配慮の上、雇用に努めていただくこと。
（「公立保育所会計年度任用職員（非常勤職員）処遇の現状」（参考資料3）を参考にしてください。）

（5）保育内容

- ①保育内容については、国が定める保育所保育指針を基本とすること。
②移管までの準備期間において、円滑かつ計画的な引継ぎを行い、対象保育所の保育内容を継承していただくこと。
③障がい児保育に理解を持ち、障がいの種類、程度に応じた適切な保育を実施するとともに、積極的な受入れを行っていただくこと。
④給食は自園調理とし、その提供にあたっては児童の体調や食物アレルギーに対する除去食の実施など、個別の案件に十分な配慮を行っていただくこと。
⑤原則として、移管前の年間行事を継承することとし、その他の行事の実施については、保護者の同意を得て行っていただくこと。
⑥保護者からの実施の要望が強い行事や特別保育等については、可能な限り実施するよう努め、保育サービスの充実を図ること。
⑦地域住民との交流や地域行事への参加の機会を設けるなど、地域に開かれた保育所運営を目指すこと。

【その他】

（1）保護者との協議

- ①移管先法人は、積極的に保護者との意思疎通を図り、質問・意見・要望等には誠意を持って対応すること。
②移管先法人は移管前に、保育所運営について保護者との意見交換の機会を設けること。
③保護者に新たな費用の負担を求める必要が生じたときは、市と事前に協議の上、保護者の理解を得て行っていただくこと。
④苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、市及び保護者に対して明確にすること。

（2）引継保育の実施

移管にあたっては、環境が変わることによる入所児童への影響や保護者の不安軽減に最大限配慮するため、引継保育を実施します。

- ①引継保育を実施するにあたり移管先法人は、保育所を移管するの前年の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、保育士を嘱託職員として移管前の保育所へ出向させること。また、移管する保育所等に勤務する保育士の中から、法人の出向職員と同等の人数を令和5年4月1日から移管先法人の職員として採用すること。

- ②引継保育に従事した移管先法人の保育士及び移管する保育所等から採用した保育士は、移管後も引き続き法人職員として移管する保育所へ勤務させること。
- ③引継保育に従事する移管先法人の保育士の人件費相当分については、市が予算の範囲内で必要と認める額を負担するものとします。

6 建設等に係る助成

横手市社会福祉法人の助成に関する条例及び横手市社会福祉法人に対する助成基準に基づき、下記のとおりの額を助成します。

なお、国の保育所等整備交付金交付要綱及びその他制度等に変更があった場合は、再度検討をすることもあります。

区 分	助 成 率
(1) 交付基礎分	保育所等整備交付金交付要綱に規定する、国が交付する交付金に当該交付金の 5/11 の額を加えた額
(2) 市単独補助分	施設及び外構整備に係る自己資金の 1/2 に相当する額
(3) 公立保育所民営化移行 嵩上分	施設及び外構整備に係る自己資金の 1/4 に相当する額

※ただし、(2)、(3)の合計額は150,000千円を上限額とします。

7 応募手続

(1) 提出書類

横手市保育所設置・運営民営化法人応募申込書（様式第1号）及び応募関係書類一覧表（別紙1）に掲げる書類。

(2) 提出部数及び規格

- ①正本1部及び副本（複写可）10部
- ②証明書類の原本及び参考資料を除き、提出書類はA4判（両面印刷可）で作成の上、ファイル（A4-S）綴じとすること。なお、表紙と背表紙には、「三重保育所応募書類」及び「法人名」を記載すること。
- ③提出書類にはインデックスを貼付し、応募関係書類一覧表（別紙1）に示すインデックスNo.を表示すること。また、インデックスごとに各ページ下部中央にページ番号を記載すること。

(3) 公募要項及び応募書類の配布

令和3年7月13日（火）以降、横手市市民福祉部子育て支援課において配布します。また、横手市ホームページからダウンロードすることもできます。

(4) 応募書類の受付期間及び時間

- ①受付期間：令和3年8月23日（月）～令和3年11月30日（火）
（土・日・祝日を除く）
- ②受付時間：午前9時～午後5時

(5) 公募要項等の配布及び提出先（担当課）

〒013-8601 横手市中央町8番2号
横手市 市民福祉部 子育て支援課 保育環境整備係
電話：0182-35-2133 FAX：0182-32-9709
E-mail：kosodate@city.yokote.lg.jp

(6) 提出方法

事前に担当課へ電話連絡の上、提出先に持参するものとします。（郵送による提出は不可。）

(7) その他

- ①提出書類は理由の如何を問わず返却いたしません。
- ②本要項に定める書類のほか、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
- ③受付期間終了後は、提出された書類等の再提出及び差替えは原則として認めません。
- ④書類等の作成及び提出に要する経費等、応募に係る費用は全て応募者の負担とします。
- ⑤申請内容等に関し、横手市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例の規定に基づき取り扱うものとします。
- ⑥申請を取り下げの場合は、取り下げ書（任意の様式）を提出してください。

8 公募要項等に関する質疑及び回答

公募要項等に関して質疑がある場合は、次によることとします。

(1) 提出方法

公募要項等に関する質問書（別紙2）に記入の上、FAXまたは電子メールで提出してください。

※電話や窓口での口頭による質問は受け付けません。

(2) 提出期間

令和3年8月2日（月）～令和3年8月20日（金）

※上記の期間を過ぎてからの質問は受け付けません。

(3) 回答方法

- ①質疑の回答は、FAXまたは電子メールで順次回答します。また、質疑及び回答を取りまとめたものを質問者全員に情報提供します。なお、質問者の氏名等の公表は行いません。
- ②質問書を提出していない法人であっても、質疑及び回答を取りまとめたものを情報提供します。必要な場合は、令和3年8月20日（金）まで、FAXまたは電子メールで申し出てください。

9 移管先法人の選定

- (1) 移管先法人の選定は、「横手市公立保育所民営化法人候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及び事業提案説明（プレゼンテーション）を行っていただき、その審査結果に基づき移管先法人の候補者を選定します。（事業提案説明の日時・場所等の詳細については、公募期間終了後に改めて通知します。）
- (2) 選定委員会からの報告を受け、市が移管先法人を決定します。また、選定結果は市ホームページ等で公表し、応募した全ての法人等に対し書面で通知します。
- (3) 移管先法人の審査は、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容の継続・向上が可能であるかについて、「公立保育所民営化法人候補者の選定に係る評価項目」（別紙3）に基づき審査します。

10 覚書の締結

市が当該事業に関する保育所設置・運営法人と決定した者は、整備、運営等について市と覚書を締結することとします。

11 その他

- (1) 移管先法人の決定後、国や市の制度改正等に伴い、本公募要項に記載した条件及び内容等について、変更する必要がある場合は、市と協議を行い変更するものとします。
- (2) 移管先法人の決定後、移管する保育所の保護者が既設の保育所等の見学を希望された場合は、積極的に対応していただきますようお願いいたします。
- (3) 上記1から11に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

(別紙 1)

応募関係書類一覧表

法人名：

- 提出書類は、A4判（両面印刷可）で統一すること。
- 提出部数は、正本×1部、副本（複写可）×10部
- この一覧表を一番上にし、下表の「インデックスNo.順」にインデックス（番号を記載）を貼付、また、インデックスごとにページ番号を付けてファイル（A4タテ）に綴じること。なお、ファイルの表紙と背表紙には「三重保育所応募書類」及び「法人名」を記載すること。
- 添付する書類については、「チェック欄」に○を付けること。

インデックスNo.	提出書類		様式	チェック欄
1	横手市保育所設置・運営民営化法人応募申込書		様式第1号	
2	法人に関する調書		様式第2号	
3	法人の役員等名簿		様式第3号	
4	法人の定款及び諸規程（運営、施設管理、就業、給与、経理等）の写し ※定款は原本証明をすること			
5	履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し） ※応募前1か月以内に証明されたもの			
6	代表者の印鑑登録証明書 ※応募前1か月以内に証明されたもの			
7	法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類（経営理念や事業概要、組織図、施設整備実績、パンフレット等）			
8	令和3年度における法人の事業計画書及び収支予算書			
9	直近3年間（平成30年度～令和2年度）の法人指導監査結果の写し			
10	当応募に関する理事会の議事録			
11	令和3年度における現に運営する施設の事業計画書			
	添付書類	職員の勤務体制表		
12	現に運営する保育所の概要		参考様式1	
	添付書類	施設案内、パンフレット等 直近3年間（平成30年度～令和2年度）の現に運営する施設の職員数、職員の平均勤続年数、平均年齢、採用者数、退職者数	参考様式2	
13	直近3年間（平成30年度～令和2年度）の保育所指導監査結果の写し			
14	移管保育所の事業計画書		様式第4号	
	添付書類	職員研修計画等		
		職員の勤務体制表		
		履歴書（施設長予定者及び主任保育士予定者） 資格証明書等の写し（施設長予定者及び主任保育士予定者の保育士・保健師・看護師の資格）		

インデックスNo.	提出書類	様式	チェック欄
15	移管後3か年度（令和6～8年度）の移管保育所の運営収支計画書	参考様式3	
16	施設整備に係る資金計画書	様式第5号	
17	保育所建設予定地に関する書類		
- ①	<p>【法人の自己所有地に建設する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所建設予定地総括表、土地の登記簿謄本（登記事項証明書）及び位置図。 ・ 保育所建設予定地事前協議報告書 ※関係機関と十分に事前協議を行った上で提出すること。（建設に係る開発許可、農地転用その他法令を調査の上、担当課と協議漏れが生じないように注意すること。） ・ 建設予定地の隣接地番が分かる公図及び隣接者の同意書 ・ 現況写真 ※少なくとも2方向から撮影したもの 	<p>様式第6号</p> <p>様式第7号</p> <p>参考様式5</p>	
- ②	<p>【工事着工時までに確実に所有、または、借り受けすることができる土地に建設する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所建設予定地総括表、土地の登記簿謄本（登記事項証明書）、土地所有者との確約書の写し及び位置図。 ・ 保育所建設予定地事前協議報告書 ※関係機関と十分に事前協議を行った上で提出すること。（建設に係る開発許可、農地転用その他法令を調査の上、担当課と協議漏れが生じないように注意すること。） ・ 建設予定地の隣接地番が分かる公図及び隣接者の同意書 ・ 現況写真 ※少なくとも2方向から撮影したもの 	<p>様式第6号</p> <p>参考様式4</p> <p>様式第7号</p> <p>参考様式5</p>	
- ③	<p>【市有地に建設する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所建設予定地総括表、土地の登記簿謄本（登記事項証明書）及び位置図。 ・ 保育所建設予定地事前協議報告書 ※関係機関と十分に事前協議を行った上で提出すること。（建設に係る開発許可、農地転用その他法令を調査の上、担当課と協議漏れが生じないように注意すること。） ・ 建設予定地の隣接地番が分かる公図及び隣接者の同意書 ・ 現況写真 ※少なくとも2方向から撮影したもの 	<p>様式第6号</p> <p>様式第7号</p> <p>参考様式5</p>	
18	直近3期分の財務諸表（平成30年度～令和2年度）		
- ①	資金収支計算書及び内訳書		
- ②	事業活動収支計算書及び内訳書		
- ③	財産目録（詳細が表示されていること。）		
- ④	貸借対照表		
- ⑤	決算付属明細書		
- ⑥	収支計算分析表（直近3期において提出が必要であった場合）		
- ⑦	固定資産台帳		
19	法人の代表者に都道府県民税、法人税、市町村民税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証明する書類 ※応募前1か月以内に証明されたもの		

(別紙2)

公募要項等に関する質問書

令和 年 月 日

法人名・部署名	
担当者 職・氏名	
住 所	
電 話	
F A X	
E メール	

申込保育所名	三重保育所
--------	-------

○質問内容

※応募状況、応募書類・提案内容の優劣等に関する質問や、審査内容に関する問い合わせは
公募の公平性を期すため回答しません。

公立保育所民営化法人候補者の選定に係る評価項目

項目	着眼点	評価の参考資料（インデックスNO.）
1 法人及び保育所運営について		
(1)	移管保育所を運営するにふさわしい応募動機を有しているか。	2 法人に関する調書 3 法人の役員等名簿 4 法人の定款及び諸規程 7 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類 8 令和3年度における法人の事業計画書及び収支予算書
(2)	法人の運営は、社会福祉の理念に沿っているか。	9 直近3年間の法人指導監査の写し 10 当応募に関する理事会の議事録 14 移管保育所の事業計画書（②応募した動機・経緯） 18 直近3期分の財務諸表
(3)	法人の沿革や理事会等の体制は、良好な保育所運営を期待できるか。	
(4)	職員の労務管理は適切であるか。	
(5)	安定的な経営を行うための財政的余裕があるか。	
2 保育所の運営状況について		
(1)	保護者に対して、保育理念や目標等が情報提供できているか。	11 令和3年度における現に運営する施設の事業計画書 12 現に運営する保育所の概要 13 直近3年間の保育所指導監査結果の写し
(2)	過去3年の行政指導監査において、重大な指摘事項がなかったか。また、指摘事項についての適切な改善が行われているか。	
(3)	職員の配置や職務分担はバランスの取れたものになっているか。	
3 移管保育所の設置・運営について		
(1)	保育理念や目標、基本方針、保育の姿が子どもを主体としたものになっているか。	14 移管保育所の事業計画書 15 移管後3か年度の移管保育所の運営収支計画書 16 施設整備に係る資金計画書 17 保育所建設予定地に関する書類
(2)	職員の資質を向上させるための研修機会等は十分であるか。	
(3)	児童の健康管理に対する配慮は適切か。	
(4)	児童の発育や健康状態に応じた給食や食育への考え方は十分かつ適切か。また、アレルギー児等配慮を要する児童に対し適切に対応可能な体制があるか。	
(5)	障がいがある等の特別な支援を要する子どもの保育について十分に理解があり、対応が適切か。	
(6)	衛生管理、安全管理の考え方は十分かつ適切か。	
(7)	保護者との連携、連絡体制は適切か。	
(8)	地域住民との交流や行事参加、地域貢献、公共機関等との連携について積極的取り組むものになっているか。	
(9)	虐待等が疑われる子どもの早期発見と適切な対応を行うものになっているか。	
(10)	緊急時の危機管理に関するマニュアルを整備し、訓練体制を確立しているか。	

項目	着眼点	評価の参考資料（インデックスNO.）
3	移管保育所の設置・運営について	
	(11) 要望・苦情等に対する処理体制の取組は評価できるか。	
	(12) 職員の処遇や雇用形態、継続的な雇用に関する考え方は適切か。	
	(13) 施設長及び主任保育士の保育所等における経験年数は十分か。	
	(14) 特別保育事業に積極的に取り組むものになっているか。また、必要性を理解し、具体的な方向性を持っているか。	
	(15) 園解放、子育て相談等地域の子育て支援に積極的に取り組むものになっているか。	
	(16) 引継保育に対する考え方や対応は適切か。	
	(17) 移管保育所に勤務している臨時保育士等について、積極的に正規（常用雇用）職員に採用する職員配置計画となっているか。	
	(18) 収支予算計画は適切であり、良好な施設運営が見込まれるか。	
	(19) 施設建設のための自己資金が確保されているか。また、償還に係る財源及び方法に無理はないか。	
	(20) 保育所建設予定地は適地であり、かつ、地権者等との協議が行われており、事業着手が確実と見込まれるか。	

横手市保育所設置・運営民営化法人応募申込書

令和 年 月 日

横手市長 高 橋 大 様

所在地 _____

法人名 _____

代表者氏名 _____ 印

「横手市保育所の民営化に係る設置・運営法人公募要項」に基づき、保育所の設置・運営民営化法人の応募について、別紙のとおり関係書類を添えて申し込みます。

1. 申込保育所名：三重保育所 _____

2. 添付書類：応募関係書類一覧表（別紙 1）のとおり

【連絡先】

法人名・部署名	
担当者 職・氏名	
住 所	〒
電 話	
F A X	
E メ ー ル	

様式第2号

法人に関する調書

令和 年 月 日現在

法人名	ふりがな				
所在地					
代表者名	ふりがな				
設立年月日	年 月 日				
登記年月日	年 月 日				
基本財産	円				
職員数	役員 人 ・ 職員 人				
役員構成	※インデックス No. 3 法人の役員等名簿（様式第3号）を参照				
現に運営している保育所等 ※保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設等について記入すること。	施設種別	施設名	所在地 (県・市)	設立年月日	定員
現に運営する保育所等以外の社会福祉施設					
ホームページURL					
上記以外の法人の事業概要					

※記入欄が不足する場合には、様式を加工して欄を増やすか、任意様式の別紙に記載してください。

法人の役員等名簿

令和 年 月 日現在

法人名		ふりがな				
役員※1	評議員※2	ふりがな 氏名	生年月日	住 所	職 業 等※3	備 考※4
					()	
					()	
					()	
					()	
					()	
					()	
					()	
					()	

1. 法人の全ての役員・評議員について記載してください。
2. 応募資格及び欠格事項等の確認のため、関係機関等へ照会させていただく場合があります。
3. 記入欄が不足する場合は、様式を加工して欄を増やすか、任意様式の別紙に記載してください。

※1 役員欄は、理事長、理事、監事など具体的な役職を記入してください。

※2 評議員欄は、評議員である者に○印を記入してください。

※3 職業等欄は、現職を記入してください。ただし、その役員等の能力、経験を知る上で参考になる職歴がある場合は、()欄に併記してください。(その場合は元職であることを明示してください。)

※4 備考欄には他法人等の役員(または代表者)を兼ねている場合において、法人等の名称と役職名を記載してください。

様式第4号

移管保育所の事業計画書

法人名 _____ :

応募する保育所名：三重保育所 _____

各項目についてできるだけ具体的に記載してください。
(記入欄は必要に応じて適宜枠を拡幅・縮小してください。)

①定員

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
人 数							

※(参考資料4)「入所児童数の推移と推計」を参考に記載してください。

②応募した動機・経緯

③保育所の運営方針・保育目標

移管保育所における運営方針、保育目標に関する考えを記載してください。

④職員の資質向上に向けた取組み

保育技術・知識習得のための職員研修の実施や人材育成に関する考え方等を具体的に記載してください。
※職員研修計画・スケジュール等を添付してください。(既成のもので可)

⑤在園児の健康管理に関する取組み

日常における子ども一人一人の健康状態の把握や、健康診断等の実施、保護者との連絡体制等について記載してください。

⑥給食・食育についての考え方

子どもの発達・発育、健康状態に応じた給食や、食物アレルギーのある子どもへの対応、食育の推進に関する考え方等について記載してください。

※食物アレルギーのある子どもへの対応マニュアル等があれば添付してください。

⑦特別な支援を要する子どもの保育についての考え方

障がいがある等、特別な支援を要する子どもの保育に関する考え方やその実績、研修計画等について記載してください。

⑧保育環境（衛生面・安全面）を整えるための取組み

施設内外の適切な環境維持や衛生管理、安全に関する様々なリスクの把握と安全確保のための対策等について記載してください。また、感染症等の予防や発生時の子ども・保護者への対応等についても記載してください。

※衛生管理、安全管理、及び感染症等の予防・対応に関するマニュアル等があれば添付してください。

⑨保護者との連絡・連携に対する取組み

日常における保護者との情報共有や相互理解を得るための取組み、及び積極的な保育参加の促進に関する考え方や個別面談等の実施実績について記載してください。

⑩地域及び関係機関との連携に関する取組み

地域との交流（行事参加等）や地域への貢献、また、公共機関等、特に小学校との連携に関する取組みについて、実施実績も含めて記載してください。

⑪虐待の防止及び早期発見に対する取組み

児童虐待等の早期発見に向けた取組みと、適切な対応等について記載してください。また、研修等の実施実績についても記載してください。

※防止・対応マニュアル等があれば添付してください。

⑫危機管理に対する取組み

事故や自然災害発生時及び事後の対応、外部からの不審者の侵入に対する防止策及び対応策等について記載してください。また、研修・訓練等の実施実績についても記載してください。

※各防止・対応マニュアル等があれば添付してください。

⑬要望・苦情解決に対する取組み

要望・苦情等への対応体制や取組み、外部（第三者）委員の活用等について具体的に記載してください。

⑭職員の確保と勤務体制

移管保育所における職員の確保の方法・時期・採用見通しや、移管保育所に現在勤務する会計年度任用職員（非常勤職員）の継続雇用に関する考え方について記載してください。

※施設長及び主任保育士予定者については、履歴書（任意様式）、資格証明書等の写しを添付してください。

■施設長予定者

氏名：

年齢：

保育士（保健師・看護師）資格：有（ 年 月 日取得）・無

保育所等児童福祉施設での勤務経験：有（ 年）・無

保育所等児童福祉施設での施設長としての経験：有（ 年）・無

■主任保育士予定者

氏名：

年齢：

保育士資格： 年 月 日取得

保育所等児童福祉施設での勤務経験：有（ 年）・無

保育所等児童福祉施設での主任保育士としての経験：有（ 年）・無

⑮特別保育事業等への取組み

延長保育事業や一時保育事業、休日保育事業、病児保育事業等への取組みについて、職員配置の考え方や、実施実績も含めて記載してください。

⑩地域の子育て家庭支援への取組み

育児相談など、地域の保護者に対する保育所の専門性を活かした子育て支援のための取組みや、地域の関係機関等との連携・情報提供に関する考え方について記載してください。また、実施実績や取組等があれば記載してください。

⑪引継ぎの具体的な計画

主に次の3点を中心に記載してください。

- ①移管先法人に選定されてから引継保育を開始するまでの引継ぎ方法（事務関係、行事等）
- ②引継保育に従事する保育士の確保（法人内の異動）、及び調理業務等の保育以外の園業務についての把握・引継ぎ方法や考え方
- ③移管保育所の園児や保護者に対する配慮

⑫保育所建設予定地の選定理由

法人自ら所有する土地または借り受けすることができる土地に保育所を建設する場合、その土地（場所）を選定した理由を記載してください。

※市の土地を借り受けの場合は「市有地を借り受け」と記載してください。

三重保育所施設整備に係る資金計画書

法人名： _____

(1)整備費等内訳(A)

単位：千円

項 目		予 算 額	備 考
補助対象工事費	建築工事		a
	電気設備工事		b
	機械設備工事		c
	外構工事		d 門扉・塀・フェンスのみ
	①直接工事費	0	a~dの計
	②共通仮設費		①×〇〇%
	③純工事費	0	①+②
	④現場管理費		③×〇〇%
	⑤工事原価	0	③+④
	⑥一般管理費等		⑤×〇〇%
	⑦工事価格	0	⑤+⑥ 千円未満切捨て
	⑧消費税額	0	⑦×10%
⑨本工事費	0	⑦+⑧	
設計管理費等	⑩実施設計費		
	⑪設計管理費		
	⑫消費税額	0	(⑩+⑪)×10%
	⑬設計管理費等計	0	⑩~⑫の計
小 計		0	⑨+⑬ ※補助金算定上の事業費総額
その他			
小 計		0	
合 計		0	

(2)財源内訳

単位：千円

項 目		予 算 額	備 考
補助金	※(参考資料5)を参照し金額を記載すること		定員〇〇名
法人負担	①借入金(福祉医療機構または金融機関)		
	②借入金(市整備資金貸付)		
	③その他()		
	④自己負担		
合 計		0	

※合計金額は(1)整備費等内訳(A)の合計金額と一致します。

①~③借入金の内訳

単位：千円

借入先	元金	利子	計	償還年限	年間償還額
			0		
			0		
			0		
			0		
			0		
合 計	0	0	0		

※合計金額は(2)財源内訳の①~③借入金の計と一致します。

⑤自己資金の内訳

単位：千円

項 目	金 額
預 金	
寄 付 金	
そ の 他	
合 計	0

※合計金額は(2)財源内訳の⑤自己資金と一致します。

保育所建設予定地総括表

番号	所在地・地番	登記簿 地目	地積 (㎡)	自己所有地 等区分	備考
1				<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 借用	
2				<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 借用	
3				<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 借用	
4				<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 借用	
5				<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 借用	
6				<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 借用	
7				<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 借用	
8				<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 借用	
9				<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 借用	
10				<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 借用	

※登記簿地目と現況が異なる場合は併記してください。

(参考様式1)

現に運営する保育所の概要

※任意様式としますが、記載する内容については次の事項に留意して作成すること。
(複数の施設を運営している場合は、各施設について作成すること。)

1 施設の概要

- 保育所名、所在地、認可定員、認可年月日、開所時間、受入年齢（月齢）
- 施設長の経験年数及び資格の有無
- 職種別職員数（常勤・非常勤の別を含む。）、平均勤続年数、充足状況
- 過去3か年（平成30年度～令和2年度）の年度当初（4/1）における年齢別入所児童数

2 運営の実績

- 保育理念、保育目標、保育方針、保育計画、年間行事実績など
- 職員の研修内容や実績
- 健康管理に関する取組み
児童の健康管理に特に留意している点、健康診断、アレルギー児への対応、医療機関との連携などについて具体的に記載
- 給食に対する取組み（直近月の「献立表」を添付すること。）
特に工夫している点、職員の検便、食の安全に対する配慮、発達・発育及び健康状態に応じた給食、アレルギー児への対応、食育への考え方、献立作成に際して留意している点などを具体的に記載すること。
- 過去3か年度（平成30年度～令和2年度）における障がい児の受入状況（年齢、障がい区分、障がいの程度）
- 衛生面・安全面の確保に対する取組み（感染症予防・発生時の対応を含む。）
- 保護者との連絡・連携に関する取組み
- 保育所からの情報提供の取組
- 地域及び関係機関との連携や、近隣住民へ配慮していることなどを具体的に記載すること。
- 虐待の防止及び早期発見に対する取組み
- 危機管理への対応（防火・防災、不審者侵入、事故などへの対応）
- 保護者から寄せられた苦情等の内容とその対応
- 特別保育事業の実施概要及び実績
- 育児相談や育児講座、園庭解放、園行事への参加呼びかけなど、地域の子育て家庭への支援の状況
- 保護者が費用を負担する内容及び金額

(参考様式2)

現に運営する施設の職員数、職員の平均勤続年数・平均年齢・採用者数・退職者数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
現に運営している保育所等 <small>※保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設等について記入すること。</small>	職員数	人	人	人
	施設数	施設	施設	施設
	平均勤続年数	年	年	年
	平均年齢	歳	歳	歳
	年間採用者数	人	人	人
	年間退職者数	人	人	人
現に運営している保育所等以外の社会福祉施設	職員数	人	人	人
	施設数	施設	施設	施設
	平均勤続年数	年	年	年
	平均年齢	歳	歳	歳
	年間採用者数	人	人	人
	年間退職者数	人	人	人

1. 職員数、施設数、平均勤続年数、平均年齢については、各年度4月1日時点の数値を記載してください。
2. 平均勤続年数、平均年齢については小数点以下第1位まで記載してください。(小数点以下第2位で四捨五入)
3. 様式は任意のものとしします。

(参考様式3)

三重保育所に係る「令和7年度」運営収支計画書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

法人名 : _____

単位:千円

勘定科目		予算	内訳
収 入	利用者等利用料収入		
	委託費収入		
	その他の事業収入		
	寄付金収入		
	雑収入		
	受取利息配当金収入		
経常収入計			
経常活動による収 支 出	人件費支出		
	職員俸給		
	職員諸手当		
	非常勤職員給与		
	退職共済掛金等		
	法定福利費		
	事務費支出		
	福利厚生費		
	旅費交通費		
	研修費		
	消耗品費		
	器具什器費		
	水道光熱費		
	燃料費		
	修繕費		
	通信運搬費		
	会議費		
	広報費		
	業務委託費		
	手数料		
	損害保険料		
	賃借料		
	租税公課		
	雑費		
	事業費支出		
	給食費		
	保健衛生費		
	保育材料費		
	水道光熱費		
	消耗品費		
器具什器費			
賃借料			
雑費			
経常支出計			

※各年度における運営費の収支見込みを記載してください。

※様式は任意のものとなります。

(参考様式3)

三重保育所に係る「令和8年度」運営収支計画書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

法人名 : _____

単位:千円

勘定科目		予算	内訳
収 入	利用者等利用料収入		
	委託費収入		
	その他の事業収入		
	寄付金収入		
	雑収入		
	受取利息配当金収入		
経常収入計			
経常活動による収 支 出	人件費支出		
	職員俸給		
	職員諸手当		
	非常勤職員給与		
	退職共済掛金等		
	法定福利費		
	事務費支出		
	福利厚生費		
	旅費交通費		
	研修費		
	消耗品費		
	器具什器費		
	水道光熱費		
	燃料費		
	修繕費		
	通信運搬費		
	会議費		
	広報費		
	業務委託費		
	手数料		
	損害保険料		
	賃借料		
	租税公課		
	雑費		
	事業費支出		
	給食費		
	保健衛生費		
	保育材料費		
	水道光熱費		
	消耗品費		
	器具什器費		
賃借料			
雑費			
経常支出計			

※各年度における運営費の収支見込みを記載してください。

※様式は任意のものとしします。

(参考様式4)

土地の賃貸借契約（売買契約）確約書

令和 年 月 日

社会福祉法人 様

- 1 土地の所在 横手市
- 2 登記地目 _____
- 3 面積 _____ m²

三重保育所の民営化に係る優先交渉権者として決定した場合は、上記の土地を、保育所用地（保育所建設用地）として賃貸借契約（売買契約）を締結することを確約いたします。

住所

氏名

印

※関係する土地が複数ある場合は、その全てについて提出すること。
※関係する土地の権利者が複数の場合は、その全てについて提出すること。

(参考様式5)

同意書

保育所建設予定地の表示

市町村名	大字	字	地番	地目	地積 (㎡)
横手市					

上記の土地を 社会福祉法人 _____ が、保育所(保育所建設用地)として使用(農地の場合は転用)することについては、隣接土地所有(権利)者として異議なく(又は下記条件を付して)同意します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

同意者

隣接地番	住所	氏名	印	備考

付帯条件

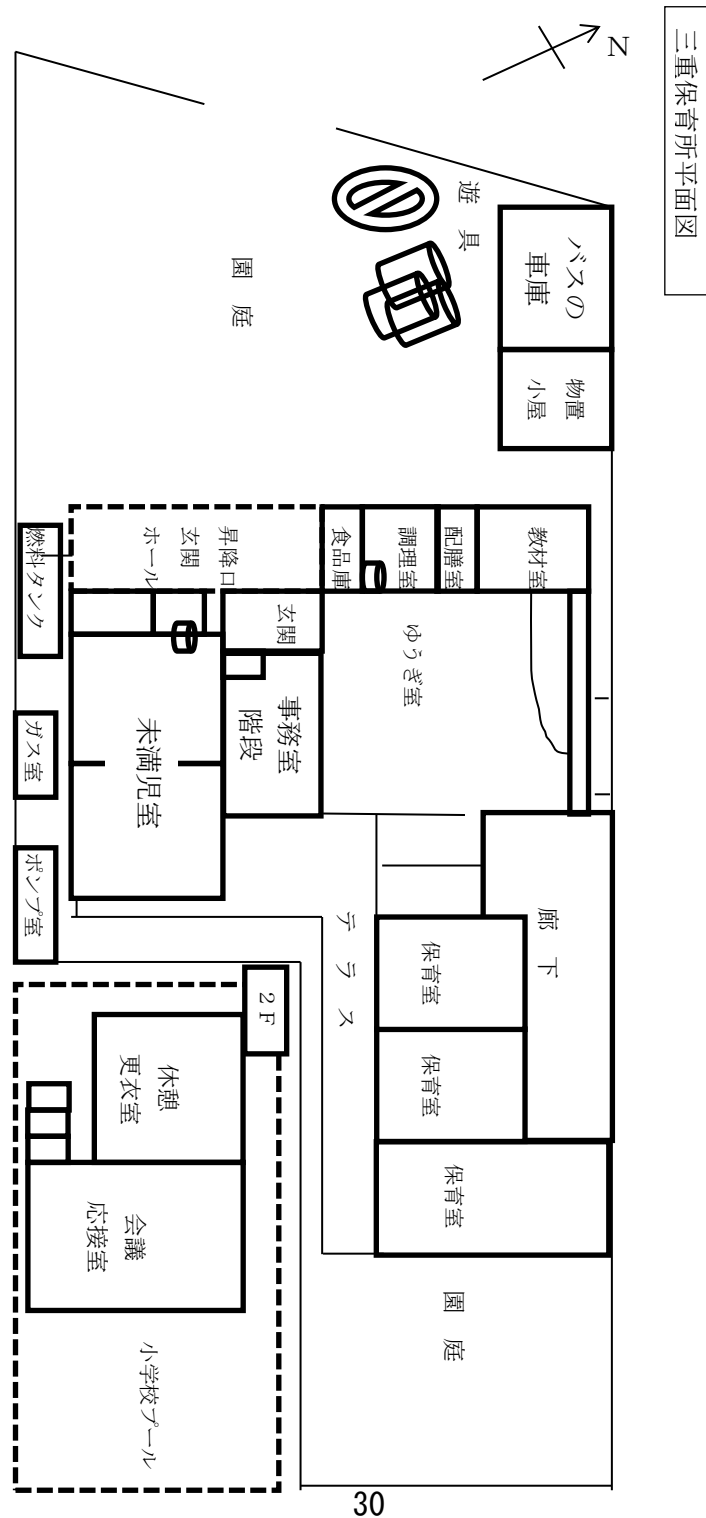
.....
.....

施設の概要・室名及び面積票

敷地面積 2,302 m ²		建築面積 846.172 m ²	
昇降口・ 玄関ホール	37,675	雑品庫・ 暖房庫	11,625
事務室	47,574	便所	18,000
ほふく室	60,000	洗濯室	81,000
乳児室	30,000	保育室	60,000
調乳室	3,000	”	60,000
清潔コー ナー・便 所	9,000	”	75,000
食品庫	7,200	廊下	45,700
厨房	26,000	二階廊下	11,080
配膳室	8,000	休憩更衣室	19,390
倉庫	21,600	会議応接室	43,780
遊戯室	243,450		

三重保育所のうた

- お日さまランラン こんにちは
今日も みんなであそぼうよ
みんな げんき
三重保育所の子どもだよ
- 風もヒューヒュー よんでいる
今日も みんなですすもうよ
みんな がんばり
三重保育所の子どもだよ
- ともだちニコニコ かけてくる
今日も みんなでうたおうよ
みんな ともだち
三重保育所の子どもだよ



三重保育所要覧

(参考資料1)

〒019-0508

秋田県横手市十文字町十五野新田字増田道東 93-4

TEL 0182-42-1005・FAX 0182-42-4963



横手市子どもの権利宣言

～『YOKOTEっ子宣言』～

- Y より良い街づくりに積極的な横手っ子
- O お互いを尊重し合える横手っ子
- K 環境を考え、郷土を大切にする横手っ子
- O 大空のような広い心の横手っ子
- T 尊い命を大切にする横手っ子
- E 笑顔が素敵な横手っ子

私たちは以上のような横手っ子を目指します。



沿革

- ・昭和44年1月 町立三重保育所（定員60名）
- ・昭和55年4月 現在地に新築（定員100名）
- ・昭和56年4月 定員変更（120名）
- ・昭和63年4月 定員変更（100名）
- ・平成2年4月 定員変更（90名）
- ・平成3年4月 スクールバス送迎開始

運営方針

- ・健康と安全管理の徹底
- ・豊かな人間性を育む保育活動と環境の構成
- ・家庭、地域との密接な連携

保育目標

- ・からだを丈夫にする子ども
- ・豊かなところをもつ子ども
- ・みんなと力をあわせる子ども
- ・よく見、よく聞き、よく考え、表現できる子ども

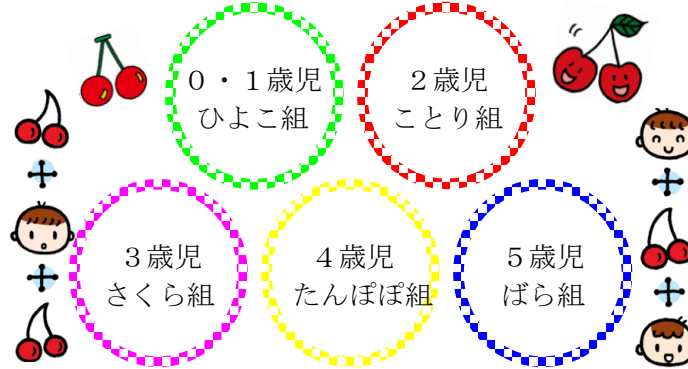
こんなことを大切にしています

- ・子どもとの信頼関係を深め、共感し、安心して自己発揮できる環境づくりをしています。
- ・家庭や地域社会との連携を図りながら、親子のふれあいや地域との関わりを大切にされた保育をしています。

こんなことをしています

- 1、開所時間
月曜日から土曜日 午前7時30～午後7時
- 2、乳児保育 産休明けよりお預かりします。
- 3、障がい児保育
専門機関と連携しながら成長を援助します。
- 4、地域活動事業
猩々まつり、町民運動会に参加しています。夏祭り、運動会、保育所開放などに子育て支援センターと連携し、未就学児親子とふれあっています。

クラス編成



職員構成

所長	主任	保育士 (保育補助)	調理員	業務 補助員	嘱託医
1	1	11 (1)	2	1	2

一日の保育所生活の流れ

[0歳～2歳児]

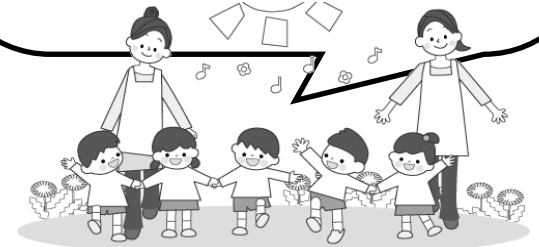
7:30	9:30	11:00	12:00	15:00	19:00
登園 視診 好きな遊び	手洗い おやつ 絵本 好きな遊び	かたづけ 昼食準備 昼食 歯みがき	午睡準備 午睡		めざめ 手洗い おやつ 降園準備 降園 (お迎え順)

[3歳以上児]

7:30	11:30	12:30	15:00	19:00
登園、視診 好きな遊び 主な活動	かたづけ 昼食準備 昼食 歯みがき	午睡準備 午睡		めざめ 手洗い おやつ 降園準備 降園 (お迎え順)

年間行事予定表

- 4月 入所を祝う会
父母の会総会・保育参観
- 5月 子どもの日楽しみ会、内科健診、親子遠足
- 6月 歯科健診
- 7月 七夕祭り、プール開き、夏祭り、猩々まつり
- 8月 三重地区町民運動会
- 9月 祖父母参観、人形劇観劇、運動会
- 10月 ピクニック、内科健診、保育参観
- 11月 ゆうぎ会
- 12月 もちつき会・祖父母参観
クリスマス楽しみ会
- 1月 お正月遊び月間、そり遊び、保育参観
- 2月 節分、新入児入所説明会
- 3月 ひな祭り、お別れ会、卒園式、修了式



よさこい踊りを披露して地域の皆さんに喜ばれています。風にゆうゆうと元気いっぱい、なびいている旗をイメージし、「わんぱくFLAG」と名付けています。
令和3年度で19代目！今年も頑張るぞ！！

子どもたちの四季

春～新しいお友達がいっぱい、一緒に遊ぼう
夏～裸んぼになってお日様となかよくしよう
秋～みんなと思いっきり身体を動かそう
冬～「子どもは風の子」
寒さに負けず、冬の遊びを楽しもう

(参考資料2)

横手市普通財産貸付料算定基準

第2条第1項

(3) 前号に定めるもののうち、特に公用、公共用又は次に掲げる用地に使用する場合は、当該年度の土地台帳評価額に100分の1.4を乗じた額とする。

ア 社会福祉法人が運営する社会福祉事業、更生保護事業、保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設の用に供する用地

イ 学校法人が運営する学校、幼稚園において直接その用に供する用地

【年額貸付料の計算方法】

計算式：(① 円/㎡ × ② ㎡) × 1.4% = 年額貸付料 円

①市有地（近傍類似地）の当該年度の土地台帳評価額（1㎡あたりの額）

②貸付面積

(参考資料3)

公立保育所会計年度任用職員(非常勤職員)処遇の現状

職名	時給	※月額	就業時間	月平均 就労日数	通勤手当	昇給	期末手当	有給休暇等	休日等
非常勤保育士	1,008 ～ 1,101	～173,408	7.5h/日 (37.5h/週)	21日/月	<ul style="list-style-type: none"> ・上限月額34,800円 ・支給基準あり(一部抜粋) 2km以上4km未満 2,000円 4km以上6km未満 3,100円 6km以上8km未満 4,300円 	・上限あり	<ul style="list-style-type: none"> ・2回(6、12月)/年 ・給与月額×1.225×α×2回 (α:在職期間に応じた支給率0.3～1.0) 	<ul style="list-style-type: none"> ・初年度10日(任用初日に付与) ・夏季休暇等特別休暇あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・週休2日制 ・日曜・祝日休み ・シフトにより月1～2回土曜日勤務あり
保育補助員	878 ～ 932	～146,790							
非常勤調理員	878 ～ 932	～146,790							
運転手兼業務補助員	998 ～ 1,080	～170,100							
代替_保育士	1,008 ～ 1,101	～8,258	7.5h/日	1日/月	なし	・上限あり	なし	なし	なし
代替_調理員	878 ～ 932	～6,990	7.5h/日	1日/月					
代替_運転手	998 ～ 1,080	～11,340	3.5h/日	3日/月					

(参考資料4)

保育所入所児童数の推移と推計

■地域別0～5歳人口の推移と推計(H17～R7:各年10月1日現在)

地域	地域内施設数	0歳					1歳					2歳					3歳					4歳					5歳					0～5歳(合計)				
		H17	H22	H27	R2	R7	H17	H22	H27	R2	R7	H17	H22	H27	R2	R7	H17	H22	H27	R2	R7	H17	H22	H27	R2	R7	H17	H22	H27	R2	R7	H17	H22	H27	R2	R7
横手	14	284	302	237	212	187	289	230	219	195	172	305	301	250	218	192	297	306	268	220	194	271	272	297	214	189	328	281	264	252	209	1,774	1,692	1,535	1,311	1,143
増田	1	52	33	33	32	28	46	36	32	31	28	60	47	27	34	30	53	47	36	35	30	70	49	47	41	36	71	52	36	32	31	352	264	211	205	183
平鹿	5	96	71	62	57	51	97	93	74	64	58	98	88	74	64	58	102	97	88	73	66	101	97	79	67	61	115	109	87	75	64	609	555	464	400	358
雄物川	2	86	48	34	40	37	66	63	49	45	41	81	57	52	46	42	81	75	45	49	44	83	62	57	49	44	81	85	52	46	45	478	390	289	275	253
大森	2	47	35	19	25	22	36	38	35	28	24	50	33	23	26	22	46	52	36	33	28	53	45	39	33	29	55	47	36	31	29	287	250	188	176	154
十文字	3	103	84	65	65	57	95	98	88	67	60	115	98	64	66	59	108	84	100	75	66	131	112	82	77	68	142	95	81	72	63	694	571	480	422	373
山内	1	19	22	14	14	12	22	20	11	13	12	21	17	11	13	12	27	30	15	16	15	25	29	21	18	16	27	23	20	13	14	141	141	92	87	81
大雄	1	34	35	20	23	20	39	30	19	22	19	32	36	23	25	21	31	29	25	24	21	38	31	28	28	24	46	38	31	23	24	220	199	146	145	129
計	29	721	630	484	468	414	690	608	527	465	414	762	677	524	492	436	745	720	613	525	464	772	697	650	527	467	865	730	607	544	479	4,555	4,062	3,405	3,021	2,674

資料:H27までは国勢調査結果、R2以降は国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(H30.3.30公表)に準拠。

※地域内施設数はR3.4.1現在の施設数。(幼保連携型認定こども園を含む。)

■地域別入所児童数の推移と推計(H27～R3推移+R7推計:各年4月1日現在 市内認可保育所のみ)

地域	地域内施設数	0歳							1歳							2歳							3歳										
		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R7	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R7	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R7	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R7
横手	14	76	76	65	68	66	48	48	59	157	175	173	153	156	175	133	162	186	181	188	190	169	174	182	174	216	206	192	199	198	175	172	171
増田	1	8	5	10	4	5	3	7	5	19	17	15	16	10	17	11	16	17	26	21	17	19	12	21	19	46	27	31	27	17	23	14	21
平鹿	5	35	29	23	19	23	21	14	17	67	68	71	67	67	59	57	48	84	82	83	76	78	74	63	56	96	95	86	89	82	82	77	63
雄物川	2	15	11	14	6	8	4	8	7	31	27	31	28	24	25	20	24	34	39	32	38	32	29	29	31	32	47	53	41	44	34	32	36
大森	2	4	1	8	8	7	3	4	4	21	18	17	15	17	20	12	12	28	29	19	20	17	25	22	17	39	32	30	20	22	20	24	16
十文字	3	23	18	13	10	7	9	7	9	46	39	44	37	27	31	31	31	60	51	40	50	38	36	35	36	73	65	57	48	58	41	44	40
山内	1	4	3	4	5	3	4	4	4	7	11	8	12	10	6	5	8	13	8	14	9	14	12	7	10	9	13	6	16	11	15	12	11
大雄	1	5	5	3	4	2	3	0	3	14	9	14	12	11	9	13	12	15	16	10	19	14	14	10	13	32	20	26	12	28	12	18	15
計	29	170	148	140	124	121	95	92	108	362	364	373	340	322	342	282	313	437	432	407	419	381	376	369	356	543	505	481	452	460	402	393	373

地域	地域内施設数	4歳							5歳							0～5歳(合計)									
		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R7	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R7	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R7
横手	14	246	222	205	194	203	202	173	161	196	243	219	200	189	198	201	153	1,077	1,103	1,042	1,004	981	972	909	880
増田	1	25	47	27	31	29	17	22	29	40	26	46	27	30	28	17	15	155	148	150	122	110	100	92	105
平鹿	5	81	95	96	85	95	85	81	48	117	79	95	94	92	99	84	68	480	448	454	430	437	420	376	300
雄物川	2	45	41	47	54	41	49	36	39	38	56	43	46	54	41	51	30	195	221	220	213	203	182	176	167
大森	2	41	37	32	30	17	23	22	12	39	40	36	34	32	18	23	14	172	157	142	127	112	109	107	75
十文字	3	54	72	67	58	48	61	42	33	77	57	71	67	61	48	63	40	333	302	292	270	239	226	222	189
山内	1	23	10	13	6	17	13	15	12	20	24	11	13	6	17	14	7	76	69	56	61	61	67	57	52
大雄	1	25	32	20	26	13	28	13	0	33	25	33	21	26	14	28	20	124	107	106	94	94	80	82	63
計	29	540	556	507	484	463	478	404	334	560	550	554	502	490	463	481	347	2,612	2,555	2,462	2,321	2,237	2,156	2,021	1,831

資料:R3までは福祉行政報告例第54表「保育所・在在所(児童福祉法)及び待機児童数」、R7はコーホート変化率法による推計値。

※入所児童の住所地ではなく保育所の所在する地域別の入所児童数。

※地域内施設数はR3.4.1現在の施設数。(幼保連携型認定こども園を含む。)

■保育所別入所児童数の推移(H27～R3:各年4月1日現在)

【三重保育所】

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
0歳	5	3	2	4	3	1	3
1歳	13	8	9	6	5	8	5
2歳	6	15	8	10	5	6	11
3歳	13	7	16	11	14	5	7
4歳	13	14	8	16	11	15	5
5歳	16	13	13	8	17	10	15
計	66	60	56	55	55	45	46

資料:福祉行政報告例第54表「保育・在在所(児童福祉法)及び待機児童数」

(参考資料5)

施設整備費に係る補助金額算定

様式第5号 施設整備に係る資金計画書の(2)財源内訳の補助金額については、下記の補助金額を用いて積算すること。

■交付基準額

単位:千円

区 分		積 算 内 訳	金 額
①本体工事費	定員41～70名	1施設あたり基準額	83,400
	定員71～100名		108,300
	定員101～130名		130,200
②特殊付帯工事加算		生活雑排水等の循環・再利用、生ごみ等処理、太陽光・熱利用等に係る設備であり、建物と一体的に整備する場合に該当する。	9,030
③設計料加算	定員41～70名	本体工事費×5%(千円未満切り捨て)	4,170
	定員71～100名		5,415
	定員101～130名		6,510
④土地借料加算		新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に該当する。(工事着工日までの費用も含む。)	13,400
計 (①～④)	定員41～70名	②と④は、該当する場合のみ加算すること。	A
	定員71～100名		B
	定員101～130名		C

■補助金額

区 分		積 算 内 訳	金 額
⑤国(国交付額)	定員41～70名	交付基準額(*)	A
	定員71～100名		B
	定員101～130名		C
⑥市(交付基礎分)	定員41～70名	国交付額×5/11(千円未満切り捨て)	A×5/11
	定員71～100名		B×5/11
	定員101～130名		C×5/11
⑦市(単独分)		【様式第5号(1)整備費等内訳(A)合計－⑤－⑥】×1/2 (千円未満切り捨て)	
⑧市(嵩上分)		【様式第5号(1)整備費等内訳(A)合計－⑤－⑥】×1/4 (千円未満切り捨て)	
補助金 計(⑤～⑧)			

※⑦+⑧は1億5千万円を上限とする。

※(*)交付基準額が国交付額と同額になることを想定したものです。

【留意事項】

交付基準額及び補助金額は「保育所等整備交付金交付要綱」及び「横手市社会福祉法人に対する助成基準」に基づくものであり、実際の整備時には要綱改正等により変更となる場合があります。